

こ保運第 1052 号

令和元年 7 月 3 日

各教育・保育施設等 設置者 様

横浜市こども青少年局

保育・教育運営課長

防災情報を 5 段階の「警戒レベル」により提供することについて（通知）

日ごろから、本市の保育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

本年 3 月 29 日に「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）策定）が改定され、避難勧告等の発令について、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を 5 段階の警戒レベルにより提供し、とるべき行動の対応が明確化されました。

具体的には、これまでの「避難指示」「避難勧告」「避難準備」といった発令では多様かつ難解であったとされているのを、「警戒レベル」を数字で表記し、「警戒レベル 3」を高齢者等避難、「警戒レベル 4」を全員避難とし、避難のタイミングが明確化されました。また、社会福祉施設等の管理者等は、気象庁から「警戒レベル 2」の情報が発表された場合など、リアルタイムで発信される防災気象情報を自ら把握し、早めの避難措置を講じる必要があるとされました。（※ 1）

今般改定した「避難勧告等に関するガイドライン」では、これまでの「避難準備」が「警戒レベル 3」（高齢者等避難）へと表記・伝達が変更されましたので、災害時の避難が確実に行われるようお願いいたします。

あわせて、社会福祉施設等の避難を開始する時期・判断基準が、利用者の状態、職員数や設備等の施設の状況（日中と夜間では対応できる職員数が違う等も留意）を踏まえて算出（※ 2）した避難にかかる時間に照らして、適切なものかどうか、今一度確認をお願いいたします。

※ 1 内閣府（防災）のホームページ

避難勧告等に関するガイドラインの改定（平成 31 年 3 月 29 日）」

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html

※ 2 内閣府（防災）のホームページ

「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）」

<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf>

担当 保育・教育運営課 運営指導係

Tel 045-671-3564 / fax 045-664-5479